

下永谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定(令和3年3月25日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法で定められた通り、国と同一とする。

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの防止等に向けての基本理念>

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは、温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

児童のいじめを防止するために、地域・学校全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導する。

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう関係保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

<いじめ防止対策委員会構成員>

管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭、当該児童担任
※状況に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

<委員会の運営>

月一回以上定期的に行う。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

<委員会の役割>

いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止や早期発見、適切な対処と措置に当たる。いじめの疑いがある時は、担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。

いじめに関する情報収集・記録、対応策の検討、いじめ防止に向けた計画立案、アンケート実施、教育相談、キャンペーンの企画・実行・効果の測定

<委員会の活動内容>

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめているか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

<いじめ未然防止>

児童の自己有用感（他人の役に立ったという感情）を高め、居場所や絆を作って魅力ある学校づくりを目指す。

学級集団作り

個を尊重しながら、だれもが発言や失敗を受け止められる雰囲気を作り、親和的な学級を目指す。担任と児童とのコミュニケーションを大切にし、お互いの信頼関係を築くようにして、行事へも主体的に取り組めるようにする。

規律を守る

チャイムが鳴ったら着席する、発表の仕方や聞き方、あいさつをするなどをきちんと行うことにより、安心して過ごすことができるようになる。

・・・生活スタンダードの徹底

わかる授業

基礎学力が身につけていない場合のつまらない、当てられたらわからないからどうしようなどの、居心地が悪い状況を改善していく。正しい姿勢を保ち、集中力を鍛えて学習に集中できる心と体を作ることや忘れ物をさせない指導、ルールを明確にすることなども有効であり、居場所づくりにつながる。

・・・授業のユニバーサルデザイン化

絆づくり

子ども同士と一緒に活動することを通して、自ら感じ取っていくものが絆であり、自己有用感である。授業や、さまざまな活動で、一部の児童だけが進めていくのではなく、全員が参加する条件が整い、必然性がある状態で行うことで児童の中に絆が形作られていくと考える。

<いじめの早期発見>

すでに起きているいじめを早期発見することは、未然防止とは区別して考える。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど大人が気づきにくい形で行われる。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確にかかわりを持ち、いじめを積極的に認知することが大切である。

実態把握：無記名式アンケートや、教職員の見守りシートを活用して情報を全職員で共有すること。また、それらを定期的に行い、きめ細かく実態把握に活かしていく。

日々の情報収集：アンケート等には素直に答えられない場合もあるので、欠席、遅刻の状況、子どもの顔色、姿勢、学習態度、行動、表情、声をかけた時の反応、身の回りの物などを観察するほか、子どもチェックシートを参照にし、日頃の子どもの様子を見取り、全教職員で共有する。

＜いじめに対する措置＞

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、速やかに対処する。

対応の流れ

- ・いじめ防止対策委員会を直ちに開き、事実把握と指導の方針等を検討する。
- ・いじめ防止対策委員会の役割分担（情報集約、記録、保護者対応）を明確にする。
- ・二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。
 - ①被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
 - ②被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害児童への聞き取り及び指導
 - ③被害児童の保護者への説明および意向の確認
 - ④被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明および指導の依頼
 - ⑤家庭や関係機関との連携（必要に応じて）
 - ⑥再発防止のための学校体制の見直し

＜いじめの解消＞

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

＜教職員等への研修＞

- ・定期的な児童へのアンケートを基に、指導の振り返りを図る。
- ・教職員向け手引き等を活用し、いじめ防止の資質向上に努める。

＜学校運営協議会等の活用＞

学校は、保護者や地域住民が学校運営に参画し、いじめの問題などの学校が抱える課題を共有して地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

＜いじめ防止対策年間計画＞※学校カウンセラーの教育相談は毎月3回行う。

| 月 | 児童 | 保護者・地域連携 |
|----|---------------------------------------|------------------------|
| 4 | 学級開き 児童の様子観察 前年度からの児童実態引き継ぎ | 懇談会 学校説明会 学区めぐり |
| 5 | | 個人面談 |
| 6 | クラス人権目標の設定 第1回あいさつ運動 第1回アンケート実施 | 学校運営協議会 授業参観 小中連携会議 |
| 7 | | 懇談会 個別級個人面談 |
| 9 | | 小中連携会議 個人面談 |
| 10 | 第2回あいさつ運動 | 個人面談 |
| 11 | なかよし会活動の充実 | 授業公開 |

| | | |
|-----|--|--------------|
| 1 2 | 人権週間 道徳授業 いじめ解決一斉キャンペーン 第2回アンケート実施 | 個人面談 |
| 1 | | 小中連携会議 |
| 2 | 人権目標振り返り 第3回アンケート実施 | 学校評価・学校運営協議会 |
| 3 | 学級のまとめ クラス編成 次年度への引き継ぎ内容の確認 | |

4 重大事態への対処

〈重大事態の定義〉

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」重大事態と定義とする。

重大事態の意味： ○児童生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な障害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合 などのケース

〈重大事態の報告〉

・重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告する。

・重大事態の調査

学校は重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。学校主体の調査では必ずしも十分でないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。なお、いじめられた児童生徒または保護者が望む場合には、市長が調査を実施することもある。

・児童生徒・保護者・教育委員会への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。